

第382回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和2年9月25日（金）午後1時30分開会

2 場 所 市役所大会議室

3 出席委員

1 番 江口勘四郎委員 2 番 長沼健司委員 3 番 山川光照委員

4 番 上妻一実委員 5 番 山口久志委員 6 番 吉田とも委員

7 番 井上隆市委員 8 番 松田陽一委員 9 番 木村 正委員

10 番 富田憲一委員 11 番 鈴木萬四郎委員 12 番 渡邊智春委員

13 番 後藤敏秀委員 14 番 原田広幸委員 15 番 木村辰也委員

16 番 花谷和男委員

4 欠席委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第425回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程6 議 第4号 第426回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程8 報告第2号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程9 報告第3号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 齋藤啓華

7 会議の概要

議長 定刻になりましたので、9月17日に告示になりました、第382回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります。事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和2年9月17日、上山市農業委員会告示第12号により、令和2年9月25日、第382回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和2

年9月18日付け農委第116号をもって、第382回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第382回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、3番、山川光照委員、10番、富田憲一委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。2件の申請がございました。整理番号1及び2は関連がありますので、一括して説明いたします。譲渡人、譲受人はそれぞれ〇〇氏、農業、及び、〇〇氏、農業であります。檜下地内の畑計5筆について自作地相互の交換をするもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。2番、長沼健司委員。

長沼委員 整理番号1及び2について、現地調査の結果を報告します。この土地についてはお互いに交換していたが登記していなかったもので、新しく登記するものです。〇〇さんの奥さんの〇〇さんから立会いしてもらいました。〇〇さんから〇〇さんへの土地はラ・フランスをだいぶ前から作付しています。逆に取り換えたところは、〇〇さんの家の裏にあり野菜を作っていました。許可相当と思われます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1及び2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、使用貸借権の設定について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 使用貸借権の設定について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、農業、借り人は〇〇氏、農業であり、両者は親子であります。金谷地内の畑1筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。11番、鈴木萬四郎委員。

鈴木委員 整理番号1について、調査の結果を説明します。9月23日に話を伺ってきました。7月の総会で許可をいただいた土地で、〇〇さんが農業者年金受給のため息子さんに貸し付けるもので、作物はごぼうとのこと。よろしくご審議ください。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、使用貸借権の設定の整理番号1については許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。
内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。なお、4ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。借り人は株式会社〇〇、貸し人は〇〇氏、無職であります。高野地内の畑1筆に営農型太陽光発電設備を設置するにあたり、前回許可を得た一時転用期間の満了により継続申請をするものであり、転用面積は太陽光パネルの支柱及び電柱の面積になります。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。なお、営農型発電設備の設置に係る農地については、農地パトロールの際に農作物の生育状況を確認することとされているため、第5地区の農地パトロールで確認をしたところ、雑草の処理が不十分であるとの指摘をいただきました。その点について、借り人に理由書の提出を求め、内容について県村山総合支庁産業経済部農業技術普及課に確認したところ、理由は妥当であるとの回答を得ております。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

井上委員 雑草処理が妥当との文書はどのようなものか。

事務局 株式会社〇〇から提出いただいた理由書の概要について説明いたします。7月の長雨によって一部圃場が水没し排水作業に追われ、除草等の管理作業に遅れが出たこと。また、白く変色し一部分日焼けをしたカボチャが出てきており、日焼けをした部分から腐敗しやすく日よけをした方がよいという技術指導があり、無理に作付場所に入ってカボチャに傷をつけないように、周辺除草を中心に行うこととしたとの理由書をいただきました。妥当性について農業技術普及課に確認をさせていただき、妥当であるとの回答を得ているところです。

山川委員 去年、一昨年あたりも同じ話になって、もう少しきれいに作付しろとなった。

また今回もである。もう少し強く言っていかなければならないのではないか。

事務局長 営農型発電の下できちっと営農する、収益を上げるという目的を達成しないと許可できないとの条件もある。3年に1回の申請ですが、毎年、常に目を光らせてその辺はしっかりと指導していく必要がある。最終的には県での許可となるので、指導を厳しくしていく必要があるとの意見を付して許可相当と県に持って行きたい。

井上委員 太陽光発電をやって、売電収入があってもあまり収入がないから、下まで管理が行き届かない、経費が掛かるからしなかったという見方もできる。その辺もちゃんと言っていかないと。カボチャを踏むと悪いから除草できないとの理由書だったが、理由にならない。普及課でいいと言うのだからいいんだろうが、除草できるような栽培をしてもらい必要がある。売電収入がどれくらいなのか農業委員会として聞けないのか。

事務局長 聞けないことはない。農地にこういう設備を設定する場合は、営農をきちんとするという条件があり、基準の8割以上を達する必要があるので、頻繁に現場に足を運んでみて指導する必要がある。実際にどれくらい取れたかは報告書でしかわからないことになるので、こまめにチェックする必要がある。今後厳しく見ていきたい。

井上委員 収穫したものをどこに出荷するというのはなくて、作ればいいということか。

事務局長 収量や販売先については、報告してもらっていることになっている。

井上委員 実際もらっているのか。

事務局長 もらっています。

富田委員 運営委員会でもかなりの書類の不備等を指摘した。不備について設置者に説明を求めたか。

事務局 申し訳ありません。運営委員会の中で問題とされた点については、連休があったこともあり、まだ直接確認していません。総会終了後に、問題点を整理して疑問点等を聞くとともに、総会の結果について説明を行い、適切な営農について厳しく指導していきたい。

議長 他に質疑はございますか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請の整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第425回農用地利用集積計画の所有権移転について議題いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第425回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の5ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲受人は〇〇氏、認定農業者、経営面積23,558㎡、譲渡人は〇〇氏でございます。小倉地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第425回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程6、議第4号、第426回農用地利用集積計画の利用権設定について議題いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第4号、第426回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の6ページをお開きください。18件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。借り人は^{ゆうげんがいしゃ}有限会社〇〇、認定農業者、貸し人は〇〇氏であります。皆沢地内の畑2筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第426回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2から18については関連がありますので、事務局長より一括して提案理由の

説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2から18について説明いたします。農地中間管理機構の貸借で、借り人は全て公益財団法人〇〇です。田畑38筆について賃借権及び使用貸借権を設定するものです。利用目的は水稻が10件、ワイン用ぶどうが2件、すいか、ぶどう、おうとう、花き、そば及び野菜がそれぞれ1件となっております。土地の所在や所有者、契約期間等については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第426回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号2から18については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程7、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告します。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の11ページをお開きください。3件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号1及び3については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

木村代理 あっせん希望有の方の農地台帳は後からいただけるか。

事務局 あっせん希望有の農地については、来月の総会でその方の農地台帳と簡単な地図をお渡しする予定です。より詳しい情報が必要な場合は事務局までお問い合わせください。

議長 他に質問はございますか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程8、報告第2号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の12ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏で、両者は親子であります。金瓶地内の畑4筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程9、報告第3号、非農地証明書の交付について報告します。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の13ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。申請人は、〇〇氏であります。大門及び菖蒲地内の田畑4筆について申請があったものです。昭和61年から資材置場として利用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細は議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後2時6分)

議事録署名人

議事録署名人